（郵便物認可）　第千八十九號　日曜日休刊　（定價三錢）

時事新報

（日曜日バカリ休刊）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲グル各地ニ於テハ郵便無料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　佐倉　神奈川　王子　小田原　藤澤　横浜七場　大坂
大津　神戸　尼ノ崎　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　鳥取　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　岡崎　豐橋
四日市　津　岡　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子

其他同地近傍配達便宜ノ郵所ハ同レク郵便無料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	一日以上一箇月
自一行至三十行	八錢	七錢	六錢五厘	五錢	四錢
自三十一行至五十行	七錢	六錢	五錢	四錢	三錢
五十一行以上	六錢	五錢	四錢	三錢	二錢

廣告文代作

時事新報に廣告を御出し被成度向方にて御繁用中ゆるゝ其廣告文を御認め被成候暇無之御方へ口上なり書付あり唯其次第柄丈けを御申聞け相成候へば當社にて程よく其文を作り直ちに紙上に掲載候樣取計らひ可申候尤廣告仕候也

東京日本橋區蠣殼町三丁目十一番地　時事新報社

時事新報

（明治十八年十月九日（金曜日）　かのとゝとり　舊乙酉九月二日）

S. H.

士族の稱を廢すべし

野に耕やして菜蔬を作り牛羊を牧する者之と農と云ひ器皿を製し家具を作り家屋船車を築造する者之を工と云ひ貨物を賣買して有無相通ずる者之を商と云ふ農工商の別明らかにして其分界判然なりと云ふべき此三民の區別は世界萬國も野蠻草昧の區域を脱したる國に在て必ずあるとして農と云ひ工と云ひ商と云ふも悉皆人生必要の分業を據て各其名稱を下したるものより外あらず天下普通天然の區別と云ふべし人生きて農にあらざれば工、工にあらざれば商何れにしても此三種の外に漏るゝことなく各ろれ業を勤めて互に勤勞を交易し各自ら爲にするの趣を見れば人間處世の約束へ自ら愛敬して自から食ふものと知る可し然るに我日本國には古來封建の餘俗今尚存して此農工商の外に一種無類の區別あり即ち華士族平民の名稱是なり日本全國を上中下の三段に分割し三者各其社會を別ふして互に相近づくことの難きは同種の動物にして其族と殊にするものゝ如し仮令へ或は華族にして士族に交とり、士族が平民と同席することあるも唯一處に群居するのみにして相互の胸中には何とおく隔意ありて俗に所謂鮮は鮮同士、目高は目高同士と云ふが如き有樣にして華士平三族の區別ろれ判然たるを掩ふ可らざるは猶は農工商の自然に職業の區別あるものに異あらず彼の華族なる者の尚を今日に存在するゝ獨り我國のみあらず歐羅巴諸國に在ても至る所皆之れあらざるはなく又此族の今日に存するは立君の政体に止ひて得ざる情實あるが故に華族の事は暫く措て論せず次に士族の事を云へんに元來士族と平民とは名稱と士族なりて後ちに起りたるもれとて平民の方より起りたるものにあらず日本國人の一部分を士族と名けたるが故に之と區別を立てんが爲め其他れ國民を平民と名けたる者にして今の士族とは昔の貳士即ち兵士より由來したる名稱なり在昔封建制度の時代に各國各州の大小名い平生より幾萬幾千の臣下を雇入れ之を扶持して非常の用に備へ戰事起ることと云ふ時は此家來共を旗下に召集して敵の侵入を防ぎ又時宜に由りて之を引卒して隣國を攻め取る抔昔時の武士い命掛の商賣をなしたるものなれば今日の士族とは大に其性質を異にす、即ち昔の士族は兵士たるの實に由りて士の名を得たるものにして今の士族は實の痕跡もなくして空名を帶る者なり明治の變革一朝君臣の義を絶ちし以來君々たらざれば臣も亦臣たらず命掛の商法は王政維新と共に廢絶して最早や營業の道なしと雖ども明治政府は昔の兵士の扶持を沒收するに忍びず更に公債證書を與へて其窘命を繋がしめ爾來全國れ士族い無事無職にして唯國庫の租稅を貪むの身分とはなりたり經濟より云へば無益至極の譯けなれども左りとて今の士族が其祖先の功勞に由て多分の公債を所持するは一種恩給の姿なれば今更らこれを如何ともせるの過半は今日已に士族の手を離れて農工商の手に渡り日本全國に散在しるが故に今之と沒收せる時は率なく農工商として其苦を嘗めしむるの道理なれば固より之を其儘に致さゞるより外詮方なくるべし然りと雖も今我輩の所見を以てそれに特に此一族を限りて一種の名稱を下しこれを士族と號して他の國民と其身分を區別するに至ては其名義の當否に付き聊か不審なれと得ず現に今の士族なして農工商の正業を從事しながら唯其祖先が君の馬前に於て戰ひしことありしが爲めにとて數百年れ後その子孫を士族として特に重んするの理なれば今の海陸兵士幷に其子孫とも士族として差支なかるべき等なるに曾て其沙汰を聞かざるは何ぞや昔の士族も今の海陸軍人も共に護國の兵士にして今の兵士は之を士族とするの要おくして昔は兵士れ子孫は特に之を重んじて他の國民の上座に置くとい我輩に於て其理由を說くに苦しむものなり固より名は實の賓にして其名は何と呼ぶも等しく是れ日本國民なれば道理に於て甚支おきに似たれども人間世界は道理れみの世界に非ず實ありて而して後、名と生ずるは道理あらんなれど其名たる天下名より實と生ずるの亦鮮なからず拙者い何縣の士族なりと云ひ私は東京何町の商人なりと云ひ斯く其肩書と區別する時は其間自然に隔絶の狀を生じ今まで談笑自若たりし商人も急に顏色を改めて之に一着と讓り或は途中にて人力車に乘り車夫れ素性は元と何番にて槍一本の武家にして今尚本籍い依然たり云々と聞て車中の客も少しく安らざる思ひを爲すが如き其例枚擧に遑あらず讀者諸君各自の實驗に反顧して此旨の經ひざるを發明す可し畢竟するに士なり民なり其人類たる性質に何も異同はなけれど共名と聞て之と共に輕重するの意を發するは名より實と生じるの明證として見る可し左れば名は實の賓ならずして實物却て名の賓ありと云ふも可なり今我國に於て進歩の一大障礙は同類の國民に段等を分ちて上下の情實相通ぜざるに在りとは識者の常に憂る所なりとて實際に差支なれば封建の遺風に懇々することゝ久く斷して士族の名稱と廢して日本國民の區域を廣くそること一國永遠の大計ならんと信するものあり

官報

○大藏省告示第百四十一號

金祿公債證書ノ元金償還トシテ左ノ金額ヲ以テ來ル十一月中抽籤執行ス

一金三百四十萬六千七百四十五圓

但總籤數若干ノ內金額配賦ノ都合ニ依リ尾籤一本ハ金員不同ナリ若シ尾籤ニ當ル者ハ本文金額聊增減アルベシ

右告示候事

明治十八年十月六日　大藏卿　伯爵松方正義

（明治十八年十月六日官報）

○明治十八年六月二十日

任海軍少佐　海軍大尉　正七位　山本權兵衛

任海軍機關少監　海軍大機關士　正七位　湯地定監

○明治十八年十月七日

兼任判事　領事　正七位　町田實一

○高知縣に於て去る一日より聯合府縣警部長會議を開たり

○大島製糖類（鹿兒島縣報告）鹿兒島縣大隅國大島郡大島各村の本年製糖類並に其の販賣價額等を調査せしに百三十六箇村にして甘蔗栽培段別は二千十九町四段二畝三步牛車二千八百七十四箇水車五百五十箇製糖類は黑七百十一萬三千百二十二斤六合販賣斤類と六百七十四萬三千五百四斤六合販賣金額は二十萬二千九百七十七圓六十八錢七厘販賣地方は大坂並に鹿兒島其の社數は南島社三島組其の他十八商現業社員は一萬五千百十九人なり

○內外國債現在高（大藏省報告）本年七月一日の調査に係る內外國債現在高は左表の如し（表中圓以下の數い省く）

種類	十八年七月一日現在未償高	十七年七月一日現在未償高	前年ト比較（増減）● ハ減
內國債 金祿公債 新公債	一〇〇、六五三、八五〇圓	一〇〇、七五三、四五〇圓	●九九、六〇〇圓
舊公債	八、一一九、八一六	八、三三九、二七一	●二一九、四五四
金祿公債 金記名	五、八八四、九九〇	六、〇五二、四四〇	●一六七、五〇〇
無記名	一、四六一、七〇〇	一、二五〇、〇〇〇	●二二一、七〇〇
小計	七、三四六、六五〇	七、三〇二、四五〇	●四四、二〇〇
換公債 五分利付	三〇、六二五、一二六	三一、〇五二、三四五	●一、〇〇〇、四六〇
六分利付	二四、六二一、八一六	二四、七一三、二七六	●二二六、二二〇
七分利付	一〇六、五六一、〇七〇	一〇六、九九二、一七〇	●四三〇、九一〇
一割利付	六、〇三六、三五五	九、〇七九、五五一	●二、一四五、一六〇
小計	一六八、八五五、三八九	一七一、八五五、八三五	●三、〇〇〇、四六〇
官祿公債 神官配當祿公債	一、二五一、二七六	一、四七一、一二五	●五一、八五〇
舊公債 起業公債	一〇、九九六、二五〇	一一、三三一、九五〇	●三三五、七〇〇
中山道鐵道公債	一五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
征韓費借入	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
合計	二三一、〇六六、二二六	二二四、七〇九、〇八一	六、三五七、一四五
外國債 新公債 英貨	二三、〇〇五、四〇〇	二三、〇〇五、四〇〇	
佛貨	一、一七四、二、六〇〇	八、一七四、二、六〇〇	●一、一七四、二、六〇〇
舊公債 英貨	二三、一八六、一、一〇〇	二三、一八六、一、一〇〇	
佛貨	一、一七四、二、六〇〇	一、一七四、二、六〇〇	
總計	二三六、〇〇八、一八二	二三六、〇〇八、一八二	●六、一七四、二、六〇〇

（以上四件本年十月八日官報）

雜報

○艦長及副艦長　目下我海軍各軍艦れ艦長幷に副艦長い左の如しといふ

艦名	艦長	副艦長
扶桑	相浦大佐	中澤少佐
比叡	山崎大佐	千住少佐
金剛	拝上大佐	田代少佐
筑紫	村中佐	河原大尉
春日	高木少佐	大尉
孟春	尾本少佐	片岡大尉
天城	日進	新井少佐
松永	大尉	

艦名	艦長	副艦長
清輝	野村少佐	迎大尉
磐城	野邊田少佐	
浪速	平山少佐	副艦長
葛城	東日	滝野中佐
五瀧	少佐	

艦名	艦長	副艦長
龍驤	國友中尉	大尉
天龍	三浦中尉	
海門	兒玉中尉	
漫間	吉島少佐	

○婦人慈善會

三日間（開會時間山下町鹿鳴館）

受持委員は左の如し

出品場

第一番　川村芳子

第三番　柳井

第五番　松

第七番　伊佐

第九番　山

○日本商品

は華美を裝飾ゲ右は何れも扇子い一旦粗製造中なりと

○無名の材木

す魚鳥の鐘詰

○乾燥製造

糧無花果と採

製造中なりと

山林局へ送附

○腦腑れ群

々三千頭ゑ下

するとて札幌

狐に出掛くる

本年が始てあ

○新發明坩堝

の新發明坩堝

既に內國に於

の約條を取結

場なる天津警

きと同所駐在

り其旨外務省

同社に於て

天津ゑ送致し

なるゑ去又同

々支部朝鮮

○消息通信

なる來信中に

氣の御疲も逐

御與氏と來月

鬼網となして

るの都合ゑり

子、毋煩い迄

て步行する事

す云々と見え

○埃及戰場の

て高名なる